

事務所通信

平成27年秋号

こんにちは、立川です。
いつもありがとうございます。

いよいよマイナンバー制度（番号制度）が実施されます。この制度の導入にあたり、企業が関係者からマイナンバーを集めて、保管していただくこととなります。

今回、時系列順に、この制度を、以下の4項目に分けて簡単にまとめました。

- 1 周知徹底をお願いします
- 2 平成27年12月上旬までにしなければいけないマイナンバーの取得について
- 3 マイナンバーの利用及び当事務所への情報提供
- 4 平成28年1月以降順次していただきたいマイナンバーの取得について

経営者さま、事務ご担当者さまには、事務負担が増加いたしますが、よろしく願いいたします。

1 周知徹底をお願いします

まず、社長ご自身が大きめに理解をしていただき、いつまでに、何をすべきなのかを、役員さん、従業員さん、アルバイトさんパートさんにご説明くださいませ。

この周知徹底を、是非お願いいたします。（参考文例を同封いたします。）

マイナンバー制度は、平成28年から導入される制度です。

主に、税金に関する手続き、社会保険に関する手続きに利用されます。

「手続き」には、「書類作成」が含まれます。

平成27年10月に、一人一人のマイナンバーが記載された「通知カード」が、お住まいの市区町村から簡易書留で郵送されます。このカードは、紙製で、氏名、住所、生年月日、性別そしてマイナンバーが記載されることになっています。

この「通知カード」は、すべての国民に交付される「個人番号を証明する公的書類」となります。

マイナンバー制度では、この通知カードのほかに、顔写真とICチップのついた「個人番号カード」が、本人の申請により交付されます。

「個人番号カード」は、顔写真付きのため身分証明書になります。「個人番号カード」の申込は、「通知カード」とともに送られてくる、申込書によって行うこととなります。

2 平成27年12月上旬までにしなければいけないマイナンバーの取得について

第二に、企業が給与を支払うすべての役員さん、従業員さん、アルバイトさん、パートさんの、

- ① ご本人のマイナンバー
- ② 配偶者を含む、扶養家族のマイナンバー

を、平成27年12月上旬までに集めてくださいませ。

なぜなら、平成28年1月以降に企業が個人に支払う、給与の源泉徴収票には、マイナンバーを記載する必要があるからです。役員さん、従業員さん、アルバイトさん、パートさんに、昨年までと同様の所定の事項に加えて、ご本人、配偶者、扶養家族のマイナンバーを、「平成28年分扶養控除等申告書」に正しく記載くださるよう、お願いいたします。

なぜ、28年1月以降に適用のあるものなのに、この時期なのか、という疑問があると思われます。

その理由は、平成28年1月すぐに退職してしまった方の、源泉徴収票発行というケースを想定しているからです。

企業がマイナンバーを「取得」するにあつたては、厳格な本人確認を行っていただく必要があります。

本人確認とは、「番号確認」と「身元確認」です。

今回は、経営者さま、または事務ご担当者さまが、

- ① 平成27年12月上旬までに、お住まいの市区町村から簡易書留で郵送された「通知カード」（この確認が「番号確認」です）
- ② 運転免許証（またはパスポート）（この確認が「身元確認」です）

で、本人確認を行ってくださるようお願いいたします。

なお、役員さん、従業員さん、アルバイトさんパートさんから「扶養控除等申告書」に配偶者・扶養家族のマイナンバーを記載して提出があつたときの、配偶者・扶養家族の「本人確認」は、役員さん、従業員さん、アルバイトさんパートさんが行います。

配偶者・扶養家族のマイナンバーの本人確認まで、経営者さま、事務ご担当者さまが行う必要はございません。

3 マイナンバーの利用及び当事務所への情報提供

第三に、マイナンバーの利用目的です。

これは、

- ① 税金関係では、源泉徴収票、支払調書の作成が必要であるからです。
- ② 社会保険では、雇用保険の加入手続き、健康保険・厚生年金の加入手続きなどで必要であるからです。

そして、従来どおり、年末調整、源泉徴収票・給与支払報告書の作成、支払調書・法定調書作成は、当事務所で受託させていただきます。

その際、お客様から、関係するマイナンバーを当事務所に、情報提供していただきます。その際には、お客様と当事務所で、「特定個人情報の取扱いに関する覚書」を、新たに締結させていただく予定であります。

当事務所では、会計専用機である日本デジタル研究所（通称JDL）のソフト・ハードを利用しています。マイナンバーに関する書類作成に関しても、JDLで事務処理を行う予定であります。

4 平成28年1月以降順次していただきたいマイナンバーの取得について

源泉所得税の対象者で、いわゆる「乙欄適用者」も想定されます。

2か所以上から給与を受けている場合、扶養控除等申告書は、1か所にしか出すことができません。そのメインの企業以外からの給与は、「乙欄」という通常より高い源泉徴収がされます。「乙欄適用者」からも、マイナンバーの取得は必要です。

税金関係の手続きで、「支払調書」があります。

この支払調書には、主に

- ① デザイナーさんやカメラマンさん、ライターさんなどへの支払報酬
- ② 弁護士、税理士、司法書士、社会保険労務士への支払報酬
- ③ モデルさんなどの出演料、ホステスさんなどへの支払報酬
- ④ 家賃、地代、駐車場、倉庫などの支払賃借料、礼金の支払や更新料の支払
- ⑤ 不動産売買にあつたての支払仲介手数料
- ⑥ 株主への配当

があります。

これらの方へ契約される際に、マイナンバーの取得をお願いいたします。

また、新入社員、新しく入るアルバイトさんパートさんからも、順次その都度、ご本人、配偶者、扶養家族のマイナンバーの取得を、そして、「扶養控除等申告書」に記載、本人確認を、よろしくをお願いいたします。

（代 表 立 川 勝 一）

■ 編集後記

最近インターネットを見ると、さかんに windows10 が今なら無料ダウンロードできます、という広告画面が出てきます。

以前 windows95 のオープニングイベントの時に、私は、派遣のアルバイトで、秋葉原の電気街にてイベントのスタッフとして、お店の準備に関わったことがありました。発売日の前日からすごい活気で、日付が変わり発売日となると、さらに盛り上がり、購入希望者の列でびっくりでした。ソフトで色々な事ができるので、当時はすごい注目でした。

当時のネット環境は？

そうです、インターネットダウンロードはできなかつたと思います。

インターネットも I S D N 回線、A D S L、光へと、どんどんインフラも整い、以前は接続するまでに非常に時間がかかりました。今は、既につながっているので、すぐにインターネットで色々見る事ができ、非常に便利です。

ところで、先日あるお客様が、「ごめん、今パソコンに入っている請求書のデータが、印刷できないんだよ。この前 windows10 を無料ダウンロードしたら、プリンターの環境が windows10 に合わないので印刷できない。無線 LAN もできなくなり、まいった」と、おっしゃっていました。

新しいソフトなので、周辺機器も新しくしないといけないのでしょうか？

パソコン周辺機器は、5年サイクルでの消耗品になってしまうのでしょうか？

色々考えさせられます。

新しいソフトをすぐに試したい気持ちもありますが、アップグレードする時には周辺機器の環境の注意が必要でしょう。

我が家の X P パソコンはテレビチューナーがついていたので、今は地デジチューナーにより、テレビは活用しています。

(小 林)